答案用紙

Ā	受験者	番号									技術	卡部 門	月								1	部門	
●受験	番号、	技術部、するこ	門、選	択科目	 、専門	とする	事項及	び問題	番号の			尺科目											
		 号			9				図を子			する (1又		₹	始の物	urkı) z.i	ソープ 記		: > L				
		フ	П -	-		:	:	0	解答欄	の記入	8番号 は、1・	(1 火 マスに~	. は2) つき13	を尽 文字と「	概り件 すること	りに と。なま	かり配 3、英年	八 りる 字・数字)こと。 Pは1~	マスに 2	文字を	:目安と	する。
2	0	2	4		Ι		1	(景	観)												
2		屋	外	広	告	物	の	定	義	논	法	規	制	を	述	ベ	ょ						

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1		屋	外	広	告	物	の	定	義	_①													
	常	時	又	は	_	定	の	期	間	継	続	l	屋	外	で	`	公	衆	に	表	示	さ	れ
る	ŧ	の	で	以	下	の	Ł	の															
(1)	看	板	`	立	看	板	`	は	り	紙	及	び	は	り	札						
(2)	広	告	塔	`	広	告	板	`	建	物	そ	の	他	の	工	作	物	等	に	掲	出
さ	れ	`	又	は	表	示	さ	れ	た	Ł	の												
(3)	(1)	`	(2)	に	類	す	る	Ł	の								

① 選択科目は知識が問われます。屋外広告物法の第二条では、『「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。』とあります。内容は、合致しておりますので問題ありません。あとは、スペースの問題と箇条書きに対する評価がどうなるかといったところです。箇条書きのリスクを回避するのであれば、条文のままで良いでしょう。また、上記のままであっても、主語(屋外広告物とは)は書きましょう。



② 問われていることは法規制とありますので、法を根拠にした規制内容を書くのではありませんか。 つまり、文中にある「必要な規制」を具体に説明すべきです。条例ですので一律に解答できません が、規制できる主な内容を例示するなどで説明してはいかがでしょうか。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

○/1T I	1 1Ma . ×	ны У	~, 1	/\(C		<i>></i> ,	- / 🐷		0444	<i>/</i> (1	2/ 1	100 1	> (0	2 人丁	CHO	· · ·	W ()						
(_	2)	景	観	法	_																	
	景	観	計	画	に	お	け	る	制	限													
(_	3)	都	市	計	画	法																
	地	区	計	画	に	よ	る	制	限														
(_	4)	建	築	基	準	法	_															
	屋	外	広	告	物	に	は	防	火	措	置	と	し	て	`	不	燃	材	料	の	使	用	が
義	務	付	け	ら	れ	て	いく	る															
(5)	文	化	財	保	護	法	_														
	伝	統	的	建	造	物	保	存	地	区	に	お	け	る	規	制							
(6)	自	然	公	園	法	_															
	特	別	地	域	`	普	通	地	域	の	規	制		3							以	上	

③ (2)以降は、単に法律を並べているだけに見えます。②のとおり、規制できる内容を書きましょう。各種計画における規制内容、地域・地区設定を行うとどのような規制があるのか説明しましょう。また、①のとおり、箇条書きはリスクがありますので、(1)と同様に文章で記述した方が良いと思います(表現方法の統一の観点からも文章表現が望ましいです)。



〇解答欄の記入は、1マスにつき 1 文字とすること。なお、英字・数字は 1マスに 2 文字を目安とする。

O /1 F	1 1M4 . s	HED TO	., -			<i>></i> , c	- / 0		0444	<i></i> ,	>> J	101 1	. , , _	- >< 1	CHO	()	W ()		_	_			_
1		屋	外	広	告	物	の	定	義														
	屋	外	広	告	物	は	`	常	時	又	は	<u> </u>	定	の	期	間	継	続	し	て	屋	外	で
公	衆	に	表	示	さ	れ	る	ŧ	の	で	あ	つ	て	`	看	板	`	立	看	板	`	は	り
紙	及	び	は	ŋ	札	並	び	に	広	告	塔	`	広	告	板	`	建	物	そ	の	他	の	工
作	物	等	に	掲	出	さ	れ	`	又	は	表	示	さ	れ	た	ŧ	の	並	び	に	۲	れ	ら
に	類	す	る	ŧ	の	を	٧١	う	0														
2		屋	外	広	告	物	の	法	規	制													
_(1)	屋	外	広	告	物	条	例	に	ょ	る	規	制	_								
<u>(1)</u>	屋	外	広	告	物	の	表	示	な	تلح	の	禁	止	_									
	良	好	な	景	観	又	は	風	致	の	維	持	を	目	的	と	す	る	場	合	な	تل	
定	の	地	域	•	場	所	や	橋	梁	ゃ	ト	ン	ネ	ル	な	ど	の	物	件	に	つ	い	て
表	示	を	禁	止	す	る	۲	と	が	で	き	る	0										
2	許	可	制	を	設	け	`	必	要	な	制	限	を	定	め	る	o	1					
	都	道	府	県	が	指	定	す	る	区	域	で	は	`	屋	外	広	告	物	の	表	示	を
<u>許</u>	可	制	ځ	す	る	_2	0																

- ① 見出しに句読点は不要です。また、見出しですので端的に表現しましょう。
- ② 何の区域なのか分かりません。また、行動ではなく説明をしましょう。→「広告物の許可等の制限を加える区域を定めることができる」

3	広	告	物	の	形	状		面	積	\	色	彩	\	意	匠	そ	の	他	表	示	の	方	法
<u>な</u>	تخ	の	基	準	を	定	め	る	0	_3													
	Γ	面	積	0	m²	以	下	で	あ	る	۲	と	J	や	Γ	高	さ	0	m	以	下	で	あ
る	۲	논	J	な	لخ	`	屋	外	広	告	物	の	形	状	な	تخ	の	基	準	を	定	め	る
4																							

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ③ 見出しに句読点は不要です。また、見出しですので端的に表現しましょう。
- ④ 行動ではなく説明をしましょう。→「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置の 方法を定めることができる」

L																							
<u>4</u>	違	反	に	対	す	る	措	置	•	罰	則	_											
	条	例	に	違	反	し	た	者	に	対	し	`	当	該	広	告	物	の	除	却	等	の	必
要	な	措	置	を	命	ず	る	ک	논	が	で	き	る	0	は	り	紙	`	は	り	札	`	立
看	板	`	広	告	旗	等	は	`	都	道	府	県	知	事	等	が	自	ら	除	却	す	る	۲
논	が	で	き	`	除	却	l	た	広	告	物	等	を	`	条	例	に	ょ	ŋ	売	却	•	廃
棄	す	る	ک	ط	が	で	き	る	0									以	上				